

第6回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

第3回宮城県危機管理対策本部会議

日 時：令和2年4月17日（金）

午後1時から

場 所：行政庁舎4階 特別会議室

◇ 次 第 ◇

1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

2 緊急事態措置について

- (1) 外出自粛及び催物の開催制限の協力要請について
- (2) 緊急事態措置に関する相談窓口の設置について
- (3) 施設の使用制限（休業要請）等について
- (4) その他

3 新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応状況について

4 その他

< 配 付 資 料 >

- 【資料1】新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言の区域変更等について（令和2年4月16日事務連絡）
- 【資料2】新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等について
- 【資料3】外出自粛及び催物の開催制限の協力要請について
- 【資料4】施設の使用制限等について
- 【資料5】新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限について
- 【資料6】使用制限等の対象施設一覧
- 【資料7】新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応状況について

**宮城県新型コロナウイルス対策本部会議出席者名簿
宮城県危機管理対策本部会議出席者名簿**

<本部員>

役職	職	氏名	備考
本部長	知事	村井 嘉浩	
副部長	副知事	佐野 好昭	
〃	副知事	遠藤 信哉	
本部員	教育長	伊東 昭代	
〃	公営企業管理者	櫻井 雅之	
〃	総務部長	大森 克之	
〃	震災復興・企画部長	佐藤 達哉	
〃	環境生活部長	鈴木 秀人	
〃	保健福祉部長	伊藤 哲也	
〃	経済商工観光部長	千葉 隆政	
〃	農政部長	佐藤 夏人	
〃	水産林政部長	小林 徳光	
〃	土木部長	佐藤 達也	
〃	会計管理者兼出納局長	宮川 耕一	
〃	警察本部長	千野 啓太郎	
〃	危機管理監	千葉 章	

所属	職	氏名	備考
仙台市総務局	新型コロナウイルス感染症 対策調整担当局長	會田 義克	

(敬称略)

資料2

令和2年4月9日
保健福祉部

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等について

1 法改正の理由

新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために、徹底した対策を講じていく必要があり、国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策を講じるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）の対象となるよう改正されたもの。

【改正概要】 法の適用対象に「新型コロナウイルス感染症」を追加（2年以内の時限措置）

【施行期日】 公布の日の翌日（令和2年3月14日）

2 必要な体制整備等

（1） 政府行動計画に基づく行動計画の作成等の体制整備（法第7条、8条）

- ・「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」策定済（平成26年3月）
- ・市町村行動計画は県内全市町村策定済

（2） 対策本部等の設置

	法改正前	法改正後
政府	任意設置	法定設置（法第15条）※1
都道府県	任意設置	法定設置（法第22条）※2
市町村	任意設置	緊急事態宣言が公示された場合、法定設置（法第34条）

※1 3/26 設置

※2 3/26 宮城県は任意の本部から法定設置へ移行

※3 4/7 緊急事態宣言が公示され、同日中に県内全市町村で法定設置へ移行

【都道府県対策本部長の権限（法第24条）】

- ・県及び市町村、指定公共機関が実施する対策の総合調整
- ・公私の団体又は個人に対し、対策に必要な協力の要請 等

（3） 政府対策本部による基本的対処方針の策定・変更（法第18条）

3 緊急事態宣言の公示（法第32条）

全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を公示。

緊急事態措置を講ずる区域・期間等を指定。公示にあたっては、基本的対処方針の変更について専門的評価を受け、決定する。

【緊急事態宣言の要件】

- 要件1 感染した場合における重篤症例の発生頻度が、季節性インフルエンザに感染した場合に比して相当度高いと認められる場合
- 要件2 感染経路が特定できない場合又は患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合

4 緊急事態宣言の対象区域となった都道府県知事が講ずる措置

(1) 不要不急の外出の自粛等の要請（法第45条第1項）

住民に対し、期間と区域を定めて※4、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと等、感染防止に必要な協力を要請することができる。

※4 基本的対処方針で示された期間を踏まえ、都道府県知事は、地域の状況を踏まえ、期間を決定する。

区域は発生状況を考慮し、人の移動の実態等の地域的な一体性を踏まえて、まん延防止のために効果があると考えられる区域を定める（市町村単位、都道府県内のブロック単位）。【逐条解説より】

(2) 学校、社会福祉施設、興行場等の使用制限等の要請（法第45条第2項）

多数の者が利用する施設の管理者に対して、施設の使用制限又は停止、催物の開催の制限又は停止、その他政令で定める措置を講じるよう要請することができる。

(3) 臨時の医療施設での医療の提供等（法第48条）

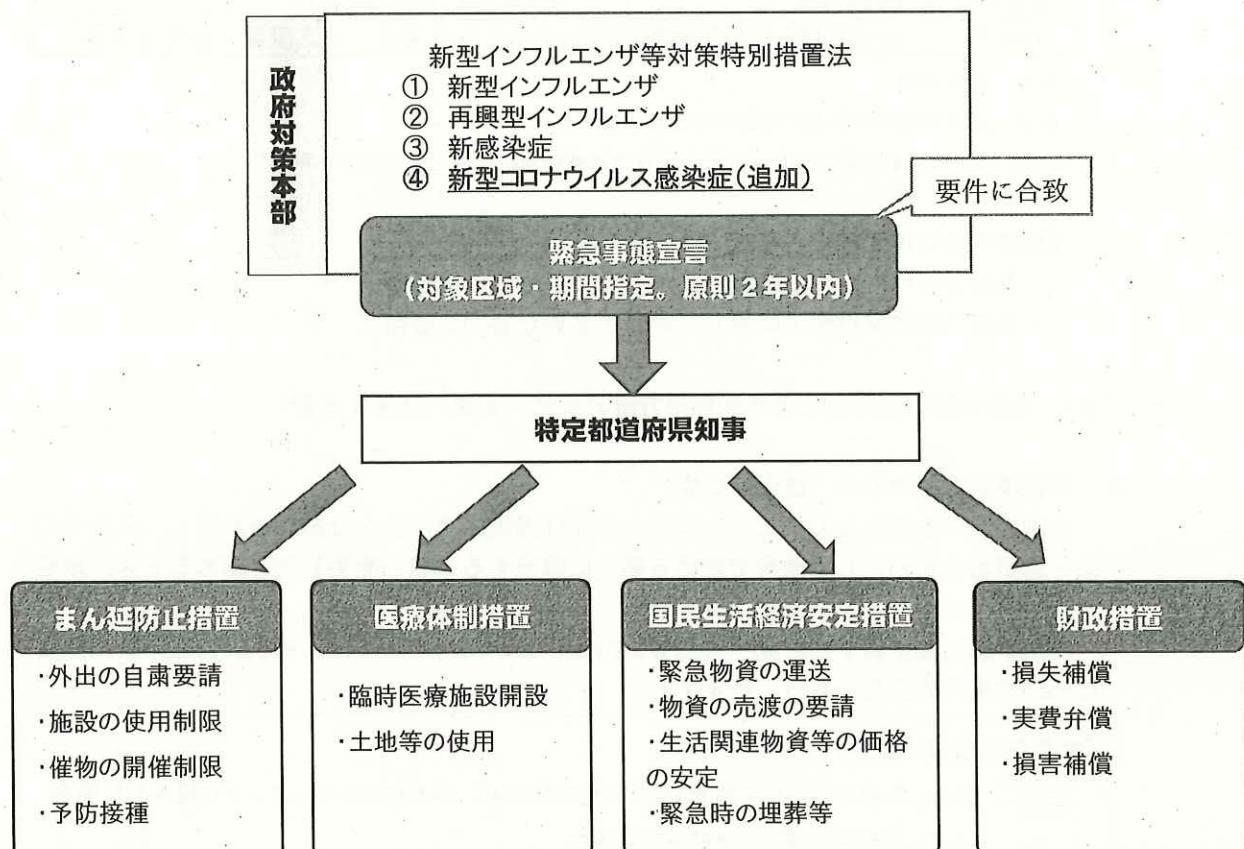
(4) 医薬品等緊急物資の運送の要請・指示（法第54条）

(5) 医薬品、食品等特定物資の売渡しの要請・収用・保管（法第55条）

(6) 緊急時の埋葬又は火葬の実施（法第56条）

(7) 生活関連物資等の価格の安定等に必要な措置（法第59条）

<イメージ図>



外出自粛の要請について

区域：宮城県全域

期間：令和2年4月17日から5月6日まで

資料3

特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を要請します。

- ・ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないことを要請します。
 - ・ やむを得ず外出する場合でも「密接」「密集」「密閉」を避けける行動を徹底することや、こまめな手洗い、マスクの着用、手が触れる物や箇所の消毒などを行い感染予防に努めるとともに、買い出しあは一人で行くなど、必要最小限の人数や時間での外出、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤などの徹底に努めてください。
 - ・ 特に、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わらず、強く自粛を要請します。
- ◎ また、大型連休期間においては、不要不急の帰省や旅行など、県をまたいで移動することは自粛するよう要請します。

イベント・パーティー等、催物の開催自粛の要請について

区域：宮城県全域

期間：令和2年4月17日から5月6日まで

特措法第24条第9項に基づき、イベント主催者 に対し、催物開催の自粛を要請します

- 屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生するおそれのあるイベント、パーティー等の開催について、自粛を要請します。

＜具体例＞

パーティー・物産展・式典・講演会・研修会・スポーツ行事 等

※生活の維持に必要なものについては、感染予防・拡大防止策を徹底

資料4

施設の使用制限等について

【対象施設】(特措法第45条第2項の要請ができる対象施設)

- 区分1
- 1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、高等専修学校
 - 2 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所のように供する部分に限る)
 - 3 大学、専修学校(高等課程を置く専修学校を除く)、各種学校その他これらに類する教育施設
 - 4 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 5 集会場又は公会堂
 - 6 展示場
 - 7 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他国民生活及び国民経済の安定を確保するために必要な物品として厚生労働省が定めるものの売場を除く。例えば食品店、薬局、ガソリンスタンドは対象外。)
- 区分2※1
- 8 ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)
 - 9 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
 - 10 博物館、美術館又は図書館
 - 11 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
 - 12 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 13 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
 - 14 3~13の施設であって、建物の床面積1,000m²超えないもののうち、緊急事態において、厚生労働大臣が定めて公示するもの※2

※1 上記3~13の施設については、建物の床面積1,000m²超が対象

※2 上記4、5、6、9、11については、建物の床面積1,000m²以下も対象(令和2年4月7日告示)

【対象施設】(特措法第24条第9項による協力の要請ができる対象施設)※使用制限以外の措置

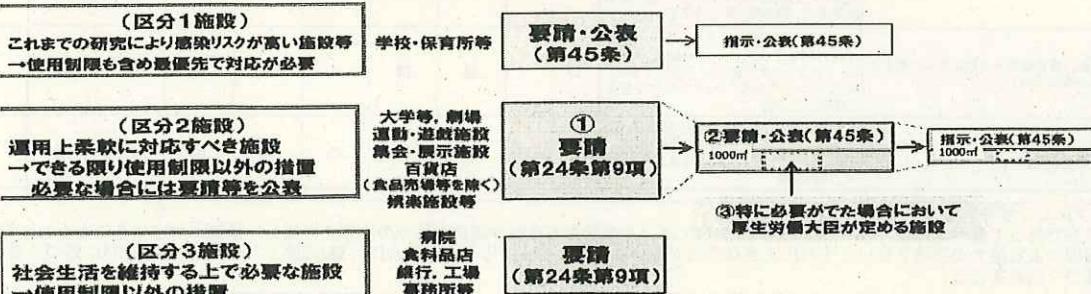
- 区分3
- a 病院又は診療所
 - b 卸売市場、食料品売場
 - c 飲食店、料理店
 - d ホテル又は旅館
 - e 寄宿舎又は下宿
 - f 車両の停留場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - g 工場
 - h 銀行
 - i 事務所
 - j 保健所、税務署その他不特定多数が利用する官公署
 - k 公衆浴場
 - l 政令で定める施設(上記3~13)であって1,000m²以下の施設

施設使用制限等とは

新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点を踏まえ、施設の区分ごとに、適切な対応を行う。

※緊急事態宣言前(特措法第24条第9項)の要請は、指示まで至らない措置。公表もされない。

緊急事態宣言後(特措法第45条)の要請は、指示まで至る措置。個別施設名が公表される。



施設の使用制限以外の措置

- ・新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の管理
- ・発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・施設の消毒
- ・マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- ・上記に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めるもの

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限について

法第24条第1項

都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

法第24条第9項

都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力を要請することができる。

法第45条第2項

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他の政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

法第45条第3項

施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

	施行令第11条各号の施設	具体的に想定される施設	1,000m ² 超 以下		東京	神奈川	埼玉	千葉	大阪	兵庫	福岡	備考
			超	以下								
1	学校（第三号に掲げるものを除く。）	幼稚園、小学校、中学校、高校、高等専門学校、特別支援学校	○	○	★	★	★	★	★	★	★	
2	保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）	保育所、認定こども園、学童クラブ、障害児通所支援事業所、児童福祉法関係施設、障害福祉サービス等事業所、老人福祉法・介護保険法関係施設、婦人保護施設、その他社会福祉施設	○	○	×	×	×	×	×	×	×	
3	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十一条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設	大学、専門学校、高等専修学校、専修学校、各種学校、日本語学校・外国語学校、インターナショナルスクール	○		■	■	△	△	■	■	■	
4	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場	○	○	★	★	★	★	★	★	★	
5	集会場又は公会堂	集会場、公会堂、貸会議室、文化会館、多目的ホール	○	○	★	★	★	★	★	★	★	
6	展示場	展示場	○	○	★	★	★	★	★	★	★	
7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は耗材その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）、ペット美容室（トリミング）、宝石類や金銀の販売店、住宅展示場（戸建て、マンション）、古物商（質屋を除く）、金券ショップ、古本屋、おもちゃ屋、鉄道模型屋、模型・模型盤店、DVD/ビデオショップ、DVD/ビデオレンタル、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物屋、旅行代理店（店舗）	○		■	■	×	×	■	■	■	
8	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	ホテル（集会の用に供する部分に限る）、旅館（集会の用に供する部分に限る）	○		■	■	△	△	■	■	■	
9	体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	体育館、屋内・屋外水泳場、ポーリング場、スケート場、柔道場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャンバー、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地（※バッティング練習場、ゴルフ練習場、陸上競技場、野球場、テニス場、弓道場）	○	○	★	★	★	★	★	★	★	※の施設については屋外部分は要請の対象外、屋内施設・観客席部分は要請の対象となっている。（東京、大阪のみ）
10	博物館、美術館又は図書館	博物館、美術館、図書館、科学館、水族館、動物園、植物園、記念館	○		■	■	△	△	■	■	■	
11	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、個室付浴場業にかかる公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、スナック、バー、ダーツバー、パブ、性風俗店、デリヘル、アダルトショップ、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、ライブハウス、勝馬投票券発売所、場外馬（車・舟）券場	○	○	★	★	★	★	★	★	★	
12	理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	アイドルグッズ専門店、ネイルサロン、まつげエクステンション、スーパー銭湯、岩盤浴、サウナ、エステサロン、日焼けサロン、脱毛サロン、写真屋、フォトスタジオ、美術品販売、展望室	○		■	■	×	×	■	■	■	
13	自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設	自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、図書・情報教室、生け花・茶道、書道・絵画教室、そろばん教室、バレエ教室、体操教室	○		■	■	△	△	■	■	■	

【新型インフルエンザ等対策ガイドライン】

3~13の施設であって延べ床面積1,000m²超のものについては、その営業の自由や国民生活への影響を考慮し、柔軟に対応することとし、第1段階として法第24条第9項による協力の要請を行い、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として法第45条第2項に基づく要請、次いで同様第3項に基づく指示を行いう。

★…法第24条第9項に基づく施設の使用停止の協力を要請。

■…床面積が1,000m²以下の施設については、法によらない協力を依頼。床面積が100m²以下の施設が営業する場合には、適切な感染防止対策を実施した上で営業。

△…床面積1,000m²以下は協力要請をしていない。

×…施設の使用制限について協力要請を行っていない。

※参考 社会生活を維持する上で必要な施設として営業の継続を要請する施設として記載のある施設（制限施設ではない具体例を挙げているのみ）

		東京	神奈川	埼玉	千葉	大阪	兵庫	福岡
医療施設	病院、診療所、歯科、薬局、鍼灸・マッサージ、接骨院、整体院、柔道整復	○	○	○	○	○	○	○
生活必需物販売施設	卸売市場、食料品売り場、コンビニエンスストア、百貨店（生活必需品売場）、スーパー・マーケット、ホームセンター（生活必需品売場）、ショッピングモール（生活必需品売場）、ガソリンスタンド、靴屋、衣料品店、雑貨屋、文房具屋、酒屋	○	○	○	○	○	○	○
食事提供施設	飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、タピオカ屋、居酒屋、屋形船	○	○	○	○	○	○	○
住宅・宿泊施設	ホテル、カブセルホテル、旅館、民泊、共同住宅、寄宿舎、下宿、ラブホテル、ウィークリーマンション	○	○	○	○	○	○	○
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、電車、船舶、航空機、物流サービス（宅配便等を含む）	○	○	○	○	○	○	○
工場等	工場、作業場	○	○			○	○	○
金融機関・官公署等	銀行、消費者金融、ATM、証券取引所、証券会社、保険代理店、事務所、官公署	○	○	○	○	○	○	○
インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学、LPガス、上下水道、通信、データセンター等			○	○			
飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通、ネット通販等			○	○			
家庭用品のメンテナンス関係	配管工・電気技師等			○	○			
企業活動・治安の維持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係等			○	○			
安全安心に必要な社会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等			○	○			
育児サービス	託児所等			○	○			
その他	理髪店（※）、美容院、銭湯（公衆浴場）、貸倉庫、郵便局、メディア、貸衣装屋（※）、不動産屋、結婚式場（貸衣装含む）、葬儀場・火葬場、質屋（※）、歯医、ベットホテル、たばこ屋（たばこ専門店）、プライダルショップ、本屋、自転車屋、家電販売店、園芸用品店、修理店（時計、靴・洋服等）、鍵屋、100円ショップ、駄菓子店、家具屋、自動車販売店、カー用品店、花屋、ランドリー、クリーニング店、ごみ処理関係、神社、寺院、教会	○	○	○	○	○	○	○

(※) が付いてる施設は施行令に使用制限をする施設として具体例に挙げられているものの、継続要請されている施設

※適切な感染防止策としてあげられているもの（上記の施設や、休止要請の対象になっていない施設で行うべき対策）

目的	具体的な取組例	東京	神奈川	埼玉	千葉	大阪	兵庫	福岡
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止	○	○		○	○	○	○
発熱者等の施設への入場防止	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限	○	○		○	○	○	○
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2メートル間隔の確保）	○	○		○	○	○	○
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）	○	○		○	○		○
3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止	密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）	○	○		○	○		○
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行	○	○		○	○	○	○
飛沫感染、接触感染の防止	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行	○	○		○	○	○	○
飛沫感染、接触感染の防止	店舗、事務所内の定期的な消毒	○	○		○	○	○	○
移動時における感染の防止	ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）	○	○		○	○		○
移動時における感染の防止	従業員数の出勤数の制限（テレワーク等の在宅勤務の実施等）	○	○		○	○		○
移動時における感染の防止	出張の中止（電話会議やビデオ会議などの活用）、来訪者数の制限	○	○		○	○		○

